自分の名前で基金を作る"マイ基金"

基金設立のご案内



お問い合わせ、ご相談は



内閣総理大臣認定 公益財団法人 **公益推進協会**

TEL:03-5425-4201 FAX:03-5425-4204

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

E-Mail:info@kosuikyo.com ホームページ :www.kosuikyo.com



代表から皆様へ



なぜマイ基金なのでしょう?

数年前、公立中学校の入学式にも始業式にも参加しない新入生がいると聞きました。

理由は、制服を採すし注文はしたが、約3万5千円のお金がなくて取りに行けず、登校させられなかったからでした。 修学旅行に不参加の生徒も増えているそうです。旅行代は就学援助で賄えても、きれいな下着やパジャマを そろえてあげられないし、お小遣いの1万円もあげられない。惨めな思いをさせるくらいなら、行かせないほう が良いと、親が参加させないそうです。

いずれも、楽しみにしていたのに行けなかった子どもの気持ちを思うと、涙が止まりませんでした。

しかし、その一方で、毎年のように洋服を新調したり、車を買い替えたりする人もたくさんいるのです。 レストランに毎週行く人だって、どれほどたくさんいるかわかりません。

もし、この人たちに青少年育成を応援しようという気持ちがあり、レストランに行くのを1回減らしたり、洋服を1着我慢したら、1人の生徒が修学旅行にきれいな下着を持って、ニコニコしながら行けるのです。 お母さんにお土産だって買ってあげられるでしょう。

つまり、余裕のある人たちが、自分たちのことだけではなく、社会に目を向けて、自分のお金をちょっと使えば、社会をもっと良くすることだってできるのです。

私は、このようにお金をうまく回すことによって、出す側も貰う側も幸せな気分になれる方法を伝えたい・・・そういう思いで、この「マイ基金」を行っています。

ある人は、親の遺産の一部で自分だけの基金を作り、高校に行けなかったはずの貧しい家庭の子どもたちを援助しています。またある人は、自分の貯金で基金を作り、保健所で殺される直前の動物を引き取って里親を探す動物愛護団体を援助しています。

・・・・社会全体がそういう気持ちになれば、どんなに良い社会になるかわかりません。

もちろん、楽しい基金もあります。

美術館を作ってほしいとか音楽コンテストで自分の名前をつけた賞を出してほしいとかオリンピック選手を発掘したいとか・・・そういう夢のある基金も大歓迎なのです。

どうか、あなたもマイ基金を作ってください。

簡単にすぐに作れます。税制優遇を活用すれば寄付のうち最大で約50%が国から戻ってきます。

私一人の力は小さくても、皆様の力をお借りして、社会をもっともっと明るくしていきたいと思い、この活動を生涯の仕事にしようと思っています。







どうして普通の寄付じゃダメなの?



普通の寄附では、自分が寄附したお金がどのように使われたかわかりません

東日本大震災のとき、日本全国から8457 万もの人が総額約 4000 億円の寄付をしました。

しかし、NHK や赤十字、共同募金会等に寄付をしても、海に目薬を垂らすのと同じで、あなた個人の寄付が、いつ・どこで・誰に・どのような形で配られたかはわかりません。

まとまった寄付の行方がわかっても一人一人の寄付がどこに行くかはわからないので、実際受け取った人からはあなた個人に感謝の手紙 1 枚も届かないでしょう。さらに、寄付金を受け取った団体の天下りした役員がウン千万円の役員報酬を受け取っていた、あるいは役員専用車に化けていた・・・なんてこともよくある話です。

自分で直接、寄附することは何かと大変です

ならば、自分のお金を自分の想いの場所に直接寄付したいと思われるかもしれません。

その場合、自分で相手を探し、交渉し、お金を届ける必要があります。相手が理解して承諾してくれたら、確実に思いが伝わりますが、なかなか一人一人の寄付を受け取ることは難しく、さらに税金の優遇はまずありません。

加えて、寄付先がちゃんとした使い方をしたかどうか調べるのも大変です。

それでは、財団法人を作ったら、どうなるでしょう? 法人を維持するだけで、年間何百万円も何千万円もかかってしまうでしょう。低金利時代なので、寄付を原資として財団を作っても運営をするのはなかなか困難です。

自分の想いを、確実に相手に届けることができ、 寄付先の募集・応募対応・選考・助成・報告徴収といった各手続きはプロに任せられ、 その上、税金の優遇も承けることができる、

それが「マイ基金」なのです。





マイ基金の概要



あなたの寄付を管理して、あなたの希望する活動に届けることができます

自分で基金や財団を作るにはかなりのお金と組織が必要ですが、マイ基金を利用すれば、手軽に、安全に、確実に、後世に伝えることができます。また、マイ基金は、公益信託と違い基金設置ごとの許認可は不要です。 皆様からお預かりした基金は、一定期間に助成金として使い切る(期間型)のが一般的ですが、銀行・信託銀行・国債など、安全で有利な運用を行い、運用益で助成する(永続型)ことも可能です。もちろん運用方法等については、寄付者のご希望を最優先いたします。

なお、こうした運用や助成金の支出等の詳しい内容は、寄付者に報告されますので、ご安心ください。

基金は少額でも始められます

基金は、100万円以上ですぐに作ることができます。1回完結型でも、数回に分けても、さらに、お好きなだけ、基金を上積みすることも可能です。

寄付は、現金以外でもかまいません。株式や不動産、美術品などで寄付をすることもできます。株式や不動産によるご寄付の場合、売却でなく配当収入やテナント収入で助成することも可能です。

また、遺言で自分の基金を残したい場合でももちろん利用可能です。

基金には名前をつけることができます

それぞれの基金には、個人名や会社名はもちろん、基金の内容に合わせて、自分で名前を付けることができます。後世にあなたのお志を託してみませんか。また、あなたの活躍してきた分野の名前で基金を作り、後進のために、永遠に役立てることができます。

簡単な手続で基金が作れます

マイ基金は、「基金寄付申込書 |を記入頂き、当財団の常任理事会が承認するだけで作れます。

実際の寄付による基金設置後、寄付者名、寄付財産の内容、社会貢献活動に寄せる志、助成状況などを 様々なメディアを使って広報します。そして、助成を希望する団体の公募・選考・助成実施・報告徴収をす べて本財団で行いますので、寄付者にはわずらわしい手続きは一切ありません。

マイ基金の仕組み

当財団のマイ基金は、寄付者の皆様と皆様の想いに沿った助成先の橋渡しを行います。



マイ基金の3大メリット

1. 他の人の寄付と一緒にならない自分専用の基金!

自分専用の基金(マイ基金)として管理されるため、他の方の基金と一緒になることはありません。このため、 ご希望にあわせた形態での助成が行えます。例えば、長期間にわたって助成する、複数の団体へ広範囲に助 成する、助成対象を公募することなども可能です。どんなワガママな基金でもOKです。

2. 寄付は金銭以外でもOK! 売却しないで管理することもできます!

- ・金銭以外の、不動産、株、美術品で受け入れることも可能です。
- ・これらを売却して現金化し助成することはもちろん、売却せずに非営利団体に使用させたり、テナント物件の 賃料を助成することも可能です。

3.助成金の使途が、きちんと分かります!

・「寄付して終わり」ではなく、助成したお金が「何にいくら使われたか」助成先から事業や収支の報告を徴収し、 あなたの想いがどのように活用されたか、あなたの代わりにチェックします。



マイ基金の種類

マイ基金は寄付者のご意向に合わせて多用な種類が選択可能です。下記の中から選んでください。

1. 基金の継続期間による種類

●期間型の基金

寄付されたお金を、一定期間内に元本と運用収益の全額を助成する、あるいは、一定額をお金が無くなるまで助成し続ける使い切り型の基金です。この方式が一番多く利用されています。

確実に早く助成活動を行うことができル方法ですが、将来基金はその役割を果たすと同時に消滅します。 原則として寄付額100万円からとなります。

●永続型の基金

寄付されたお金を運用して増やし、増えた分を助成する(基金の元本を取り崩さず、その運用収益の中から永 続的に助成活動を行う)基金のことです。

この場合、助成できる金額は期間型と比較し少額となりますが、永遠に助成活動を行うことができます。 つまり、永遠にあなたのつけた基金の名前が残ります。寄付額は原則として1千万円からとなります。

2. 基金の目的による種類

●助成型基金

自分の考えた内容で、助成、顕彰又は奨学金の支給に基金を活用する助成基金になります。

●運営型基金

このマイ基金を運営する、本財団の運営経費に基金を活用する応援基金になります。

3. 助成対象の分類による種類 (助成型基金の場合)

●一般基金

助成先をすべて当財団の選定委員会に委ねる寄付です。

●分野指定基金

助成する分野を寄付者が指定し、助成先は当財団の選定委員会に委ねる寄付です。

●地域指定基金

助成する地域を寄付者が指定し、助成先は当財団の選定委員会に委ねる寄付です。

●墓金型基金

ます、ある目的で基金を作り、その趣旨に賛同する多数の寄付者を募る寄付です。



マイ基金の流れ

一般的なマイ基金の流れ

Step1 寄付

Step2 基金の設立

Step3 公募受付

Step4 助成先決定

個人や企業が当財団 に寄付を行います。

寄附されたお金を用いて寄付者が付けた名前の「マイ基金」を創設します。

当財団で、助成先の 公募、受付、助成対 象としての妥当性の 調査を行います。

当財団の選考委員会で助成先団体の選定、助成額の決定を行います。

助成金が寄付者の希望に沿った、分野・地域にある団体に授与されます。

マイ基金の実例

公正証書遺言による

遺贈寄付。(お金と美

●実例1:T様の遺贈による「美術館設立基金」

Step1 遺贈

術品)

Step2 基金の設立

遺言に基づき「美術館」設置のための基金を創設。

Step3 候補選出

当財団の選考委員会 で美術館運営団体を 選出。 Step4 助成

財団から美術館運営団体に助成を実行。

眠っていたコレクションが公開され多くの人の目に触れられるようになりました。

●実例2:動物愛護に関する募金型のマイ基金「もりおか動物愛護センター応援基金」

Step1 寄附

に寄付を実施。

猫カフェが募金箱な どで集めたお金を元 Step2 基金の設立

岩手に動物愛護拠点を作り <u>たいという</u>熱意をうけ、

「もりおか動物愛護センター応援基金」創設。

Step3 募金受付

実施。

岩手県を中心に全国 に公募して募金集めを Step4 助成先決定

当財団の選考委員会で助成団体、金額を決定。

助成金により動物愛護センターが開設、運営されるようになりました。

●実例3:会社や団体で集めたお金で作った「奨学基金」

Step1 寄付

Step2 基金の設立

Step3 公募受付

Step4 奨学生の選出

協同組合加盟支部・ 企業からの寄付。 合算したお金で「奨 学基金」を創設。 高校入学前の奨学生を財団で公募。

財団の選考委員会で奨 学生を選出。

奨学生の近況が報告されます。

毎月、奨学金が授与されます。





マイ基金の税制上の優遇措置について

2019年4月 現在

当財団は平成23年11月1日に内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人です。そのため、当財団に対する寄附金は税制上の優遇措置が適用され、所得税や法人税の税控除等が受けられます。 さらに、平成26年1月7日、内閣総理大臣より税額控除対象団体として認められました。

1. 当財団に寄付を行った「個人」に対する税制優遇

- ① **所得税に関する優遇** [根拠条文:所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の3] 「所得控除」、「税額控除」のいずれかを選択し、優遇の適用を受けることができます。
 - a) 所得控除について

「その年に支出した特定寄付金の合計額 (注1) - 2千円」が寄付者の年間所得から控除されます。 注1:控除できる特定寄付金は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

所得控除の計算例

例:所得税率が10%(注)の方が、1年間に100万円の寄付を行った場合

注1: 所得税は「累進課税」ですので、所得が多いほど税率が高くなります。

1,000,000 円 (寄付金額) - 2,000 円 = 998,000 円 ← 所得から控除される金額 998,000 円 × 10% (所得税率) = 99,800 円 ← 所得税から減額される金額

b) 税額控除について

「その年に支出した公益財団法人等への寄付金の合計額 – 2千円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。

対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度です。

税額控除の計算例

例:1年間に100万円の寄付を行った場合

1,000,000 円 - 2,000 円 = 998,000 円 998,000 円 × 40% (0.4) = 399,200 円 ← 所得税から減額される金額

② 個人住民税に関する優遇 [根拠条文:地方税法第37条の2

個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄付金は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます。

- 都道府県が条例指定…(寄附金額 2,000円)×4%
- 市区町村が条例指定…(寄附金額 2,000円)×6%

※都道府県と市区町村がそれぞれの条例で重複して指定している場合、寄附金額-2,000円)×10%となります。





3 相続税 [根拠条文:租税特別措置法第70条]

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、全額非課税となります。

4 みなし譲渡所得課税 「根拠条文: 所得税法第59条第1項第1号、 租税特別措置法第40条]

不動産等で寄付を行う場合は、注意が必要です。

通常、個人が土地や建物などの資産を法人に寄付した場合には、これらの資産は寄付時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄付時までの値上がり益に対して所得税が課税されますが、公益法人に贈与した場合、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認をうけた場合、非課税となります。

2. 当財団に寄付を行った「法人」に対する税制優遇

法人税に関する優遇 [根拠条文:法人税法第37条]

法人税について、法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。 – ①

このとき、当財団に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。 – ②

損金算入の限度額算定式

- ① (資本金等の額の 0.25 % + 所得金額の 2.5 %) × 1/4
- ② (資本金等の額の 0.375% + 所得金額の 6.25%) × 1/2

計算例

例1: 資本金等の額が2億円で所得が 2,000 万円の場合

- ①:(2億円 × 0.25% + 2,000万円 × 2.5%) × 1/4 = 25万円
- ②: (2億円 × 0.375% + 2.000万円 × 6.25%) × 1/2 = 100万円 ⇒ この場合、①+②で、損金算入限度額は125万円となります。

例2: 資本金等の額が1千万円で所得が 200 万円の場合

- ①:(1千万円 × 0.25% + 200万円 × 2.5%) × 1/4 = 18,750円
- ②: (1千万円 × 0.375% + 200万円 × 6.25%) × 1/2 = 81,250円 ⇒ この場合、①+②で、損金算入限度額は10万円となります。

優遇措置を受けるための手続き

確定申告書に所要事項を記載の上、次の書類を添付して税務署に提出する必要があります。

- ・1事業年度に支出した寄付金のリスト(寄付金の損金算入に関する明細書)
- ・寄付先の法人等が発行する所要事項の記載された受領書の写し





マイ基金 Q&A ~よくあるご質問~



基金には、ご自分あるいは関係者の名前や助成目的など自由に名称が付けられます。もちろん、会社の名前で作ることができます。匿名にすることもできます。基金名も寄付者名も匿名にしたり、寄付者名だけ匿名にしたりすることも可能です。

マイ基金の申し込みはどうすればよいですか?すぐに作れますか?

基金を設ける場合、最初の寄付額は原則として100万円から。ただし、一度できたマイ基金への追加や募金型のマイ基金への寄付はいくらからでも結構です。マイ基金は1億円を超えるものから100万円まで様々です。また、いつでも基金に積み増しができます。

マイ基金の運用や管理はどうなっていますか?

永続(運用)型基金は、国債や地方債等の購入、銀行等への預金など、安全かつ有利な運用を行っていますが、期間(使い切り)型基金は運用せず残高が0円になるまで助成します。なお、基金を管理し運営するため、税制控除や公募等の煩雑な手続き行う経費や普及啓発費用等として寄付金から管理費を徴収します。期間(使い切り)型の場合は原則 7%(奨学金は10%)、永続(運用)型の場合は、毎年、寄付総額の原則2% 相当額を管理費としていただいております。助成のための財源は、この管理費等の必要経費を除いた額になります。

マイ基金の募集や助成先の選定は誰がするのですか?

助成団体の募集、受付、選考、手続き等は、すべて当財団で行いますが、追加寄付や募金型の寄付については、寄付者側で関係者に広めてください。マイ基金を設立した企業が自社の社員に寄付の追加を募集したり、寄付団体が自分の会員に会報を使って募金を広めたりすることはよくあります。助成団体の選考は、事務局で受け付けた後、マイ基金(助成金)選考委員会で審議し、直後の理事会で決定されます。

マイ基金はどのように公表されるのですか?

マイ基金は、その名称、寄付者名、助成実績などの概要を、ホームページやマスメディアに公表するほか、当財団の事業報告書や刊行資料、ホームページで紹介し、寄付者の篤志を顕彰する一助といたします。もちろん、匿名を希望される場合や、非公開の必要がある場合は、公表いたしません。



これまで設立された基金の一例です



- 子供を病気で亡くし、その病気の治療・研究等にと寄付された「結衣ちゃん心臓移植基金」
- 遺産を残してくれた父への感謝の気持ちで奨学金を給付する「逸男記念再チャレンジ奨学金」
- 自分の住む町の福祉活動等を応援するために設けた「まっことありがとう基金」

会社の事業や周年記念から派生する基金

- パチンコ店を利用したお客様が募金箱に寄付し、それで社会福祉に役立てる「夢屋基金」
- 創業 50 周年記念として、発展途上国の少年チームに贈る「飛べサッカーボール基金」
- タイヤの売り上げ1 本につき50 円を積み重ねて交通遺児に給付する「P&H 奨学金 |

遺贈や相続財産による基金

- コレクションの美術品を使って美術館を作ってほしいという遺言で作った「A美術館設立基金」
- 外科医師であった亡き夫の功績を残し、医学会で優秀な論文に賞を贈る「井上メダルと井上賞」
- ピアノ演奏家だった自分の志を後世に伝え、若手演奏家を支援する「山本裕子コンクール基金」

募金によるオープン型の基金

- 貴重な資料の保存のための基金に市民が賛同して募金した「アマゾンコレクション夢基金」
- 保健所で処分される前の動物を引き取って里親を探す拠点を作る「もり愛動物愛護基金」



公益財団法人公益推進協会では、基金設立に関して役員である国家資格者 の他に、企画会社、金融機関、証券会社、不動産会社、非営利団体などと 協定を結んでおります。

基金設立に関するご相談や相続、税金、遺言書作成等についてお気軽に公 益財団法人公益推進協会にお尋ね下さい。基金を設立するしないにかかわ らず、基金や相続、税金に関する専門家のアドバイスを無料で受けること ができます。

公益財団法人 公益推進協会 法人概要	
沿革	平成22年8月18日 法人設立 平成23年11月1日 内閣総理大臣より公益認定を受ける 平成26年 1月7日 税額控除対象団体として認定を受ける
評議員長	寺村 信行(元国税庁長官)
代表理事	福島 達也(田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 講師・行政書士)
理事	松川 邦之(弁護士) 中谷 智明(司法書士)
監事	中村 元彦(千葉商科大学会計大学院教授·公認会計士·税理士) 大内 智(税理士)
評議員	奥田 規之(弁理士) 中村 恭章(社会保険労務士·行政書士) 近藤 元嗣(行政書士) 堀之内 卓(社会保険労務士·行政書士)

お問い合わせ、ご相談は、



URL: www.kosuikyo.com

Mail: info@kosuikyo.com

事務局 **3-5425-42** 〒105-0004

東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル2 階

FAX: 03-5425-4204

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-29-12 公推協ビル

(東海支部)

名古屋市中村区中島町4-3-4 公推協ビル

〒812-0044 (九州支部) 福岡市博多区千代5-1-4-S5

(関西支部)

〒453-0022